

将来構想委員会規程

制定 平成11年6月11日

改正 平成19年3月28日

平成26年3月31日

令和元年7月24日

令和4年2月24日

(設置)

第1条 本学に、本学の将来に向けた組織、教育、入試等に関する現状把握及び課題と改善等の将来構想を協議するため、将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は次の各号の委員によって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 附属図書館長
 - (4) 各学科長
 - (5) 学長が指名する教員数名
 - (6) 事務局長
 - (7) 総務管理課長
- 2 委員会に委員長を置き、学長をもってあてる。
 - 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。
 - 4 委員長は、委員会を総理する。
 - 5 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠員となったときには、補欠委員を選出する。
その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(協議結果の報告)

第5条 委員会は、協議結果について、必要に応じて教授会へ報告する。

(事務処理)

第6条 委員会の庶務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年 6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年2月24日から施行する